

建企第196-1号
令和6年9月30日

県土整備部内各所属長
森林保全課長 様
農村整備課長
企業局総務課長

建設企画課長 剣持 康彦

技術基準（群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品システム運用ガイドラインの改訂）について（通知）

このことについて、下記により通知いたします。

記

1	基準名	群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品システム運用ガイドラインの改訂について
2	適用年月日	令和6年10月1日
3	基準作成課名	建設企画課電子システム係
4	問い合わせ先	建設企画課電子システム係 電話：027-226-3539
5	区分	新規 ・改定・ 廃止 ・ その他（）
6	基準の内容	別添のとおり
7	基準を作成した理由	現行ガイドラインに変更が生じたため。 （別添新旧対照表を参照）
8	その他	令和6年10月1日以降に公告となった案件が対象です。
9	基準の公表	公表・ 非公表 ・ その他（）

令和 6 年 10 月版（改定版）

1.3. 本システム利用対象案件

本システムの利用対象案件は以下の通りです。

表 1 本システム利用対象案件

部局名		H30 年度	H31／R01 年度 から	R04 年度から	R06 年度から
県土整備部					
	工事	当初設計金額 800 万円以上			
	業務委託	受注者が選択 (任意)			当初設計金額 500 万円以上
環境森林部					
	工事	当初設計金額 800 万円以上 ※森林整備を除く			
	業務委託	受注者が選択 (任意)			当初設計金額 500 万円以上
農政部					
※R01.10 より 利用開始	工事	利用対象外	当初設計金額 800 万円以上		
	業務委託	利用対象外	受注者が選択 (任意)		当初設計金額 500 万円以上 (10. 1 ～)
企業局					
※R04.10 より 利用開始	工事	利用対象 外	当初設計金額 800 万円以上		
	業務委託	利用対象外		受注者が選択 (任意)	

※ 上の表を原則とし、対象金額未満であっても受注者が可能な場合及び発注者が希望
する場合は、受発注者協議により対象とすることができることとする。

令和 6 年 4 月版（旧版）

1.3. 本システム利用対象案件

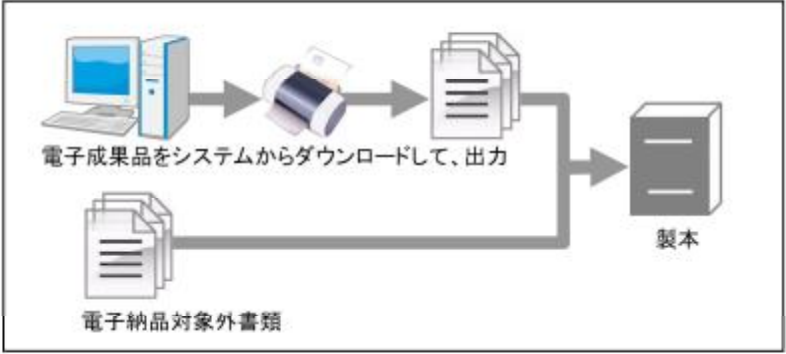
本システムの利用対象案件は以下の通りです。

表 1 本システム利用対象案件

部局名		H30 年度	H31／R01 年度 から	R04 年度から	R06 年度から
県土整備部					
	工事	当初設計金額 800 万円以上			
	業務委託	受注者が選択 (任意)			当初設計金額 500 万円以上
環境森林部					
	工事	当初設計金額 800 万円以上 ※森林整備を除く			
	業務委託	受注者が選択 (任意)			当初設計金額 500 万円以上
農政部					
※R01.10 より 利用開始	工事	利用対象外	当初設計金額 800 万円以上		
	業務委託	利用対象外	受注者が選択 (任意)		
企業局					
※R04.10 より 利用開始	工事	利用対象外		当初設計金額 800 万円以上	
	業務委託	利用対象外		受注者が選択 (任意)	

※ 上の表を原則とし、対象金額未満であっても受注者が可能な場合及び発注者が希望する
場合は、受発注者協議により対象とすることができることとする。

令和6年10月版（改定版）	令和6年4月版（旧版）
3.2.1. 発注準備（発注者） 本システムの対象案件を発注する場合には、発注段階で特記仕様書に利用する旨を記載することとします。特記仕様書の記載にあたっては、「5.2 特記仕様書記載例（発注者）」を参考にしてください。 3.2.2. 利用協議書（受注者） 業務委託において、本システムの利用を受注者が希望する場合には、契約後、「利用協議書」（「1.1 利用協議書」参照）に必要事項を記載し、監督員に提出して下さい。 監督員は、承諾欄に必要事項を記載し、案件担当者へ返送して下さい。 3.2.3. 契約担当者届出書 受注者は契約後、「契約担当者届出書」（「1.2 契約担当者届出書」参照）に契約担当者の所属、氏名、メールアドレスを記載し、工事事務担当者（発注者）に提出してください（「契約担当者」とは、契約手続きの実務を行う人物を差します）。 工事事務担当者（発注者）は、「契約担当者届出書」に基づき、ぐんま電子納品システムの契約担当者を事業管理システム（工事管理システム）に事前登録してください。 なお、業務委託の場合は、事業管理システム（工事管理システム）への登録を建設企画課電子システム係に依頼して下さい。※削除 【注意】  案件登録完了後に、契約担当者を変更する場合は、ヘルプデスクへ連絡してください。 3.2.4. 案件登録メールについて 本システムの対象案件には、本システムから対象案件請負会社の契約担当者に「案件登録メール」が送信されます（以下、「本メール」とします）。 契約担当者は本メール記載の案件名を確認し、当該案件の担当部門（案件担当者）に本メールを転送してください。 案件担当者は本メール受信後すみやかに、本システムの利用について発注者との協議に臨みます。	3.2.1. 発注準備（発注者） 本システムの対象案件を発注する場合には、発注段階で特記仕様書に利用する旨を記載することとします。特記仕様書の記載にあたっては、「5.2 特記仕様書記載例（発注者）」を参考にしてください。 3.2.2. 利用協議書（受注者） 業務委託において、本システムの利用を受注者が希望する場合には、契約後、「利用協議書」（「1.1 利用協議書」参照）に必要事項を記載し、監督員に提出して下さい。 監督員は、承諾欄に必要事項を記載し、案件担当者へ返送して下さい。 3.2.3. 契約担当者届出書 受注者は契約後、「契約担当者届出書」（「1.2 契約担当者届出書」参照）に契約担当者の所属、氏名、メールアドレスを記載し、工事事務担当者（発注者）に提出してください（「契約担当者」とは、契約手続きの実務を行う人物を差します）。 工事事務担当者（発注者）は、「契約担当者届出書」に基づき、ぐんま電子納品システムの契約担当者を事業管理システムに事前登録してください。 【注意】  案件登録完了後に、契約担当者を変更する場合は、ヘルプデスクへ連絡してください。 3.2.4. 案件登録メールについて 本システムの対象案件には、本システムから対象案件請負会社の契約担当者に「案件登録メール」が送信されます（以下、「本メール」とします）。 契約担当者は本メール記載の案件名を確認し、当該案件の担当部門（案件担当者）に本メールを転送してください。 案件担当者は本メール受信後すみやかに、本システムの利用について発注者との協議に臨みます。

令和 6 年 10 月版（改定版）	令和 6 年 4 月版（旧版）
5.1. システム対象書類（詳細） 5.1.2. 業務委託 本システムには「設計業務指示・承諾・協議書」の鑑が用意されています。システム対象書類で押印が必要な書類を提出する際は「設計業務指示・承諾・協議書」の鑑に添付して提出してください。（例 業務打合せ記録簿） システム登録対象書類は以下の通りです。 ===== 中略 ===== また、電子納品対象業務、電子納品対象成果品等の詳細については、「群馬県 CALS/EC 土木事業の電子納品ガイドライン【資料編】」を参照ください。主な該当箇所は以下のとおりです。 第 2 部 対象業務委託・工事 2.1.1. 測量 2.1.2. 地質・土質調査 2.1.3. 設計業務 2.1.4. 対象工種 電子成果品は、電子納品対象外書類とともに製本して納品してください。納品する部数は基本的に 1 部です。  図 3-4 電子成果品の紙による提出イメージ ※削除	5.1. システム対象書類（詳細） 5.1.2. 業務委託 本システムには「設計業務指示・承諾・協議書」の鑑が用意されています。システム対象書類で押印が必要な書類を提出する際は「設計業務指示・承諾・協議書」の鑑に添付して提出してください。（例 業務打合せ記録簿） システム登録対象書類は以下の通りです。 ===== 中略 ===== また、電子納品対象業務、電子納品対象成果品等の詳細については、「群馬県 CALS/EC 土木事業の電子納品ガイドライン【資料編】」を参照ください。主な該当箇所は以下のとおりです。 第 2 部 対象業務委託・工事 2.1.1. 測量 2.1.2. 地質・土質調査 2.1.3. 設計業務 2.1.4. 対象工種 電子成果品は、電子納品対象外書類とともに製本して納品してください。納品する部数は基本的に 1 部です。  図 3-4 電子成果品の紙による提出イメージ

令和 6 年 10 月版（改定版）	令和 6 年 4 月版（旧版）																												
5.2. 特記仕様書記載例（発注者） 5.2.1. 工事（電子納品対象案件） ぐんま電子納品システム利用対象工事特記仕様書 (総則) 第 1 条 本工事は特記仕様書及び図面にに基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 施行は本特記仕様書、図面を優先し、標準仕様書、その他参考図書の順とする。 受注者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。 (電子納品対象工事及びぐんま電子納品システムの利用) 第 2 条 本工事は、ぐんま電子納品システム（以下「本システム」という。）を利用する電子納品対象工事である。本システムの運用にあたっては、「群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品システム運用ガイドライン（案）」（令和 6 年 10 月版）（以下、「ガイドライン」という。）に基づき運用する。 (利用準備及び利用料の支払い) 第 3 条 受注者は、以下の項目について契約後速やかに実施するものとする。 (1)契約担当者の所属、氏名、メールアドレスを「契約担当者届出書」に記載し、工事事務担当者に報告すること。 (2)現場事務所等に、本システムが使用可能な下記程度のインターネット環境及びパソコン環境を整えること。 <table><tr><th>項目</th><th>基本仕様</th></tr><tr><td>OS</td><td>Windows 10 / 11</td></tr><tr><td>ブラウザ</td><td>Microsoft Edge、Google Chrome</td></tr><tr><td>ネットワーク</td><td>ADSL（上り 1Mbps／下り 8Mbps）以上</td></tr><tr><td>電子メールソフト</td><td>電子メールの送受信が可能なソフト</td></tr><tr><td>ワープロ、表計算</td><td>Word、Excel 等</td></tr><tr><td>ウイルスチェック</td><td>各社標準のソフトウェア</td></tr></table> (3)受注者は、本システムより送付される「登録確認メール」に従い 7 日以内に利用登録を行い群馬県が本システムの運用業務を委託している者（以下「システム事業者」という。）と契約を締結すること。 (4)受注者は、本システムの利用料金を、システム事業者から利用料の回収を委託されている利用料収納代行業者に支払うこと。 システム事業者：日本電気株式会社 利用料収納代行業者：NEC キャピタルソリューション株式会社	項目	基本仕様	OS	Windows 10 / 11	ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome	ネットワーク	ADSL（上り 1Mbps／下り 8Mbps）以上	電子メールソフト	電子メールの送受信が可能なソフト	ワープロ、表計算	Word、Excel 等	ウイルスチェック	各社標準のソフトウェア	5.2. 特記仕様書記載例（発注者） 5.2.1. 工事（電子納品対象案件） ぐんま電子納品システム利用対象工事特記仕様書 (総則) 第 1 条 本工事は特記仕様書及び図面にに基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 施行は本特記仕様書、図面を優先し、標準仕様書、その他参考図書の順とする。 受注者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。 (電子納品対象工事及びぐんま電子納品システムの利用) 第 2 条 本工事は、ぐんま電子納品システム（以下「本システム」という。）を利用する電子納品対象工事である。本システムの運用にあたっては、「群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品システム運用ガイドライン（案）」（令和 6 年 4 月版）（以下、「ガイドライン」という。）に基づき運用する。 (利用準備及び利用料の支払い) 第 3 条 受注者は、以下の項目について契約後速やかに実施するものとする。 (1)契約担当者の所属、氏名、メールアドレスを「契約担当者届出書」に記載し、工事事務担当者に報告すること。 (2)現場事務所等に、本システムが使用可能な下記程度のインターネット環境及びパソコン環境を整えること。 <table><tr><th>項目</th><th>基本仕様</th></tr><tr><td>OS</td><td>Windows 10 / 11</td></tr><tr><td>ブラウザ</td><td>Microsoft Edge、Google Chrome</td></tr><tr><td>ネットワーク</td><td>ADSL（上り 1Mbps／下り 8Mbps）以上</td></tr><tr><td>電子メールソフト</td><td>電子メールの送受信が可能なソフト</td></tr><tr><td>ワープロ、表計算</td><td>Word、Excel、一太郎等</td></tr><tr><td>ウイルスチェック</td><td>各社標準のソフトウェア</td></tr></table> (3)受注者は、本システムより送付される「登録確認メール」に従い 7 日以内に利用登録を行い群馬県が本システムの運用業務を委託している者（以下「システム事業者」という。）と契約を締結すること。 (4)受注者は、本システムの利用料金を、システム事業者から利用料の回収を委託されている利用料収納代行業者に支払うこと。 システム事業者：日本電気株式会社 利用料収納代行業者：NEC キャピタルソリューション株式会社	項目	基本仕様	OS	Windows 10 / 11	ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome	ネットワーク	ADSL（上り 1Mbps／下り 8Mbps）以上	電子メールソフト	電子メールの送受信が可能なソフト	ワープロ、表計算	Word、Excel、一太郎等	ウイルスチェック	各社標準のソフトウェア
項目	基本仕様																												
OS	Windows 10 / 11																												
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome																												
ネットワーク	ADSL（上り 1Mbps／下り 8Mbps）以上																												
電子メールソフト	電子メールの送受信が可能なソフト																												
ワープロ、表計算	Word、Excel 等																												
ウイルスチェック	各社標準のソフトウェア																												
項目	基本仕様																												
OS	Windows 10 / 11																												
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome																												
ネットワーク	ADSL（上り 1Mbps／下り 8Mbps）以上																												
電子メールソフト	電子メールの送受信が可能なソフト																												
ワープロ、表計算	Word、Excel、一太郎等																												
ウイルスチェック	各社標準のソフトウェア																												

群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品運用ガイドライン 令和 6 年 10 月 新旧対照表

令和 6 年 10 月版（改定版）	令和 6 年 4 月版（旧版）
（利用対象書類） 第 4 条 本工事では、ガイドラインに示された書類について本システムを介して受け渡しを行うものとする。なお、ガイドラインに示された書類以外の書類については、監督員と協議を受け、利用の可否を決定する。 （用語の定義） 第 5 条 「群馬県土木工事標準仕様書」（令和 4 年 10 月版）について、書面とは、手書き、印刷物、電子データ等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したもの、または帳票データ等を作成したことや確認したことを示す機能を持ったシステムを利用したものを有効とする。 本工事においては、仕様書に記載してある「押印」は「押印または帳票データ等を作成したことや確認したことを示す機能」と読み替える。 （成果品の提出） 第 6 条 電子納品は、ガイドラインに基づき成果品データをシステムに登録する。電子納品の対象外の登録データの取り扱い方法は、発注者と協議のうえ、決定することとする。	（利用対象書類） 第 4 条 本工事では、ガイドラインに示された書類について本システムを介して受け渡しを行うものとする。なお、ガイドラインに示された書類以外の書類については、監督員と協議を受け、利用の可否を決定する。 （用語の定義） 第 5 条 「群馬県土木工事標準仕様書」（令和 3 年 10 月版）について、書面とは、手書き、印刷物、電子データ等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したもの、または帳票データ等を作成したことや確認したことを示す機能を持ったシステムを利用したものを有効とする。 本工事においては、仕様書に記載してある「押印」は「押印または帳票データ等を作成したことや確認したことを示す機能」と読み替える。 （成果品の提出） 第 6 条 電子納品は、ガイドラインに基づき成果品データをシステムに登録する。電子納品の対象外の登録データの取り扱い方法は、発注者と協議のうえ、決定することとする。

群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品運用ガイドライン 令和 6 年 10 月 新旧対照表

令和 6 年 10 月版（改定版）	令和 6 年 4 月版（旧版）																												
5.2.2 業務（電子納品対象案件） ぐんま電子納品システム利用対象業務特記仕様書 （総則） 第 1 条 本業務は特記仕様書及び図面に基づき行うものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 施行は本特記仕様書、図面を優先し、標準仕様書、その他参考図書の順とする。 受注者は、業務履行に際し、着手前及び履行中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。 （電子納品対象業務及びぐんま電子納品システムの利用） 第 2 条 本業務は、ぐんま電子納品システム（以下「本システム」という。）を利用する電子納品対象業務である。本システムの運用にあたっては、「群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品システム運用ガイドライン（案）」（令和 6 年 10 月版）（以下、「ガイドライン」という。）に基づき運用する。 （利用準備及び利用料の支払い） 第 3 条 受注者は、以下の項目について契約後速やかに実施するものとする。 （1）契約担当者の所属、氏名、メールアドレスを「契約担当者届出書」に記載し、工事事務担当者に報告すること。 （2）事務所等に、本システムが使用可能な下記程度のインターネット環境及びパソコン環境を整えること。 <table><tr><th>項目</th><th>基本仕様</th></tr><tr><td>OS</td><td>Windows 10/11</td></tr><tr><td>ブラウザ</td><td>Microsoft Edge、Google Chrome</td></tr><tr><td>ネットワーク</td><td>ADSL（上り 1Mbps／下り 8Mbps）以上</td></tr><tr><td>電子メールソフト</td><td>電子メールの送受信が可能なソフト</td></tr><tr><td>ワープロ、表計算</td><td>Word、Excel 等</td></tr><tr><td>ウィルスチェック</td><td>各社標準のソフトウェア</td></tr></table> （3）受注者は、本システムより送付される「登録確認メール」に従い 7 日以内に利用登録を行い群馬県が本システムの運用業務を委託している者（以下「システム事業者」という。）と契約を締結すること。 （4）受注者は、本システムの利用料金を、システム事業者から利用料の回収を委託されている利用料収納代行業者に支払うこと。 システム事業者：日本電気株式会社 利用料収納代行業者：NEC キャピタルソリューション株式会社	項目	基本仕様	OS	Windows 10/11	ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome	ネットワーク	ADSL（上り 1Mbps／下り 8Mbps）以上	電子メールソフト	電子メールの送受信が可能なソフト	ワープロ、表計算	Word、Excel 等	ウィルスチェック	各社標準のソフトウェア	5.2.2 業務（電子納品対象案件） ぐんま電子納品システム利用対象業務特記仕様書 （総則） 第 1 条 本業務は特記仕様書及び図面に基づき行うものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 施行は本特記仕様書、図面を優先し、標準仕様書、その他参考図書の順とする。 受注者は、業務履行に際し、着手前及び履行中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。 （電子納品対象業務及びぐんま電子納品システムの利用） 第 2 条 本業務は、ぐんま電子納品システム（以下「本システム」という。）を利用する電子納品対象業務である。本システムの運用にあたっては、「群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品システム運用ガイドライン（案）」（令和 6 年 4 月版）（以下、「ガイドライン」という。）に基づき運用する。 （利用準備及び利用料の支払い） 第 3 条 受注者は、以下の項目について契約後速やかに実施するものとする。 （1）契約担当者の所属、氏名、メールアドレスを「契約担当者届出書」に記載し、工事事務担当者に報告すること。 （2）事務所等に、本システムが使用可能な下記程度のインターネット環境及びパソコン環境を整えること。 <table><tr><th>項目</th><th>基本仕様</th></tr><tr><td>OS</td><td>Windows 10/11</td></tr><tr><td>ブラウザ</td><td>Microsoft Edge、Google Chrome</td></tr><tr><td>ネットワーク</td><td>ADSL（上り 1Mbps／下り 8Mbps）以上</td></tr><tr><td>電子メールソフト</td><td>電子メールの送受信が可能なソフト</td></tr><tr><td>ワープロ、表計算</td><td>Word、Excel 等</td></tr><tr><td>ウィルスチェック</td><td>各社標準のソフトウェア</td></tr></table> （3）受注者は、本システムより送付される「登録確認メール」に従い 7 日以内に利用登録を行い群馬県が本システムの運用業務を委託している者（以下「システム事業者」という。）と契約を締結すること。 （4）受注者は、本システムの利用料金を、システム事業者から利用料の回収を委託されている利用料収納代行業者に支払うこと。 システム事業者：日本電気株式会社 利用料収納代行業者：NEC キャピタルソリューション株式会社	項目	基本仕様	OS	Windows 10/11	ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome	ネットワーク	ADSL（上り 1Mbps／下り 8Mbps）以上	電子メールソフト	電子メールの送受信が可能なソフト	ワープロ、表計算	Word、Excel 等	ウィルスチェック	各社標準のソフトウェア
項目	基本仕様																												
OS	Windows 10/11																												
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome																												
ネットワーク	ADSL（上り 1Mbps／下り 8Mbps）以上																												
電子メールソフト	電子メールの送受信が可能なソフト																												
ワープロ、表計算	Word、Excel 等																												
ウィルスチェック	各社標準のソフトウェア																												
項目	基本仕様																												
OS	Windows 10/11																												
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome																												
ネットワーク	ADSL（上り 1Mbps／下り 8Mbps）以上																												
電子メールソフト	電子メールの送受信が可能なソフト																												
ワープロ、表計算	Word、Excel 等																												
ウィルスチェック	各社標準のソフトウェア																												

群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品運用ガイドライン 令和 6 年 10 月 新旧対照表

令和 6 年 10 月版（改定版）	令和 6 年 4 月版（旧版）
（利用対象書類） 第 4 条 本業務では、ガイドラインに示された書類について本システムを介して受け渡しを行うものとする。なお、ガイドラインに示された書類以外の書類については、監督員と協議を受け、利用の可否を決定する。 （用語の定義） 第 5 条 「群馬県測量・調査・設計業務必携」について、書面とは、手書き、印刷物、電子データ等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したもの、または帳票データ等を作成したことや確認したことを示す機能を持ったシステムを利用したものを有効とする。 本業務においては、仕様書に記載してある「押印」は「押印または帳票データ等を作成したことや確認したことを示す機能」と読み替える。 （成果品の提出） 第 6 条 電子納品は、ガイドラインに基づき成果品データをシステムに登録する。電子納品の対象外の登録データの取り扱い方法は、発注者と協議のうえ、決定することとする。	（利用対象書類） 第 4 条 本業務では、ガイドラインに示された書類について本システムを介して受け渡しを行うものとする。なお、ガイドラインに示された書類以外の書類については、監督員と協議を受け、利用の可否を決定する。 （用語の定義） 第 5 条 「群馬県測量・調査・設計業務必携」について、書面とは、手書き、印刷物、電子データ等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したもの、または帳票データ等を作成したことや確認したことを示す機能を持ったシステムを利用したものを有効とする。 本業務においては、仕様書に記載してある「捺印」は「捺印または帳票データ等を作成したことや確認したことを示す機能」と読み替える。 （成果品の提出） 第 6 条 電子納品は、ガイドラインに基づき成果品データをシステムに登録する。電子納品の対象外の登録データの取り扱い方法は、発注者と協議のうえ、決定することとする。

群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品運用ガイドライン 令和 6 年 10 月 新旧対照表

令和 6 年 10 月版（改定版）	令和 6 年 4 月版（旧版）
1.3. 事前協議チェックシート 1.3.1. 工事（電子納品対象案件） 事前協議チェックシート（工事用）（例） （1）担当者 実施日 令和 年 月 日 工事名 路線河川名 施工箇所 工期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 契約管理番号 発注者 事務所・係名 役職名 氏名 TEL e-mail 受注者 会社名 役職名（現場代理人） 氏名 TEL e-mail （2）ぐんま電子納品システムの利用 ぐんま電子納品システム利用案件 ☒ 利用対象案件 （3）適用要領・基準類 群馬県CALS/ECぐんま電子納品システム運用ガイドライン（案） ☒ R06.04 （国土交通省の要領等） 工事完成図書電子納品等要領 ☐ R03.03 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】 ☐ R03.03 CAD製図基準 ☐ H29.03 CAD製図基準に関する運用ガイドライン ☐ H29.03 地質・土質調査成果電子納品要領 ☐ H28.10 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 ☐ H30.03 デジタル写真管理情報基準 ☐ R02.03 備考 （4）インターネットアクセス環境 発注者 最大回線速度 ☒ 1.5Mbps以上 ☐ 384Kbps以上 ☐ 128Kbps以上 ☐ 128Kbps未満 電子メール1通当たりの容量制限 ☐ 7MB以上 ☒ 7MB未満 ☐ 3Mbyte未満 受注者 最大回線速度 ☐ 1.5Mbps以上 ☐ 384Kbps以上 ☐ 128Kbps以上 ☐ 128Kbps未満 電子メール1通当たりの容量制限 ☐ 制限無し ☐ 制限有り（ ）MB未満 ※ファイル等の送受信は基本的に本システムの連絡機能を利用してください。 基本ソフト ソフト名またはファイル形式（拡張子） 発注者 利用環境（バージョンを含めて記載） 受注者 利用環境（バージョンを含めて記載） 文書作成等 Word形式（.DOCまたは.DOCX） Excel形式（.XLSまたは.XLSX） その他（.XXX） CAD図面 SXF形式（.SFCまたは.SFZ） 写真 JPEG形式（.JPG）またはTIFF形式（.TIF） その他 （5）ぐんま電子納品システム利用機能 ぐんま電子納品システム利用機能 ☐ 書類の作成提出・決裁機能 ☐ 共有書類・検索支援機能 ☐ スケジュール管理機能 ☐ 電子掲示板機能 ☐ 連絡機能 ☐ 電子成果品作成支援機能	1.3. 事前協議チェックシート 1.3.1. 工事（電子納品対象案件） 事前協議チェックシート（工事用）（例） （1）担当者 実施日 令和 年 月 日 工事名 路線河川名 施工箇所 工期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 契約管理番号 発注者 事務所・係名 役職名 氏名 TEL e-mail 受注者 会社名 役職名（現場代理人） 氏名 TEL e-mail （2）ぐんま電子納品システムの利用 ぐんま電子納品システム利用案件 ☒ 利用対象案件 （3）適用要領・基準類 群馬県CALS/ECぐんま電子納品システム運用ガイドライン（案） ☒ R06.04 （国土交通省の要領等） 工事完成図書電子納品等要領 ☐ R02.03 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】 ☐ R02.03 CAD製図基準 ☐ H20.05 ☐ H29.03 CAD製図基準に関する運用ガイドライン ☐ H21.06 ☐ H29.03 地質・土質調査成果電子納品要領 ☐ H28.10 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 ☐ H30.03 デジタル写真管理情報基準 ☐ R02.03 備考 （4）インターネットアクセス環境 発注者 最大回線速度 ☒ 1.5Mbps以上 ☐ 384Kbps以上 ☐ 128Kbps以上 ☐ 128Kbps未満 電子メール1通当たりの容量制限 ☐ 7MB以上 ☒ 7MB未満 ☐ 3Mbyte未満 受注者 最大回線速度 ☐ 1.5Mbps以上 ☐ 384Kbps以上 ☐ 128Kbps以上 ☐ 128Kbps未満 電子メール1通当たりの容量制限 ☐ 制限無し ☐ 制限有り（ ）MB未満 ※ファイル等の送受信は基本的に本システムの連絡機能を利用してください。 基本ソフト ソフト名またはファイル形式（拡張子） 発注者 利用環境（バージョンを含めて記載） 受注者 利用環境（バージョンを含めて記載） 文書作成等 Word形式（.DOCまたは.DOCX） Excel形式（.XLSまたは.XLSX） その他（.XXX） CAD図面 SXF形式（.SFCまたは.SFZ） 写真 JPEG形式（.JPG）またはTIFF形式（.TIF） その他 （5）ぐんま電子納品システム利用機能 ぐんま電子納品システム利用機能 ☐ 書類の作成提出・決裁機能 ☐ 共有書類・検索支援機能 ☐ スケジュール管理機能 ☐ 電子掲示板機能 ☐ 連絡機能 ☐ 電子成果品作成支援機能

群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品運用ガイドライン 令和 6 年 10 月 新旧対照表

令和 6 年 10 月版（改定版）	令和 6 年 4 月版（旧版）
1.3.2. 業務委託（電子納品対象案件／対象外案件共通） 事前協議チェックシート（業務委託用）（例） (1) 担当者 実施日 令和 年 月 日 業務名 路線河川名 施工箇所 工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 契約管理番号 発注者 事務所名・係名 役職名 氏名 TEL e-mail 受注者 会社名 役職名（管理技術者） 氏名 TEL e-mail (2) ぐんま電子納品システムの利用 ぐんま電子納品システム利用案件 ■利用対象案件 (3) 適用要領・基準類 群馬県CALS/ECぐんま電子納品システム運用ガイドライン(案) ■R06_04 (国土交通省の要領等) 土木設計業務等の電子納品要領 □R03_03 電子納品運用ガイドライン【業務編】 □R03_03 CAD製図基準 □H29_03 CAD製図基準に関する運用ガイドライン □H29_03 測量成果電子納品要領 □H30_03 電子納品運用ガイドライン【測量編】 □H30_03 地質・土質調査成果電子納品要領 □H28_10 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 □H30_03 デジタル写真管理情報基準 □R02_03 道路中心線形データ交換標準に係わる電子納品運用ガイドライン □H28_03 備考 (4) インターネットアクセス環境 発注者 最大回線速度 ■1.5Mbps以上 □384Kbps以上 □128Kbps以上 □128Kbps未満 電子メール1通当たりの容量制限 □7MB以上 ■7MB未満 □3Mbyte未満 受注者 最大回線速度 □1.5Mbps以上 □384Kbps以上 □128Kbps以上 □128Kbps未満 電子メール1通当たりの容量制限 □制限無し □制限有り()MB未満 ※ファイル等の送受信は基本的に本システムの連絡機能を利用してください。 基本ソフト ソフト名またはファイル形式（拡張子） 発注者利用ソフト（バージョンを含めて記載） 受注者利用ソフト（バージョンを含めて記載） 文書作成等 Word形式(.DOCまたは.DOCX) Excel形式(.XLSまたは.XLSX) その他(.XXX) CAD図面 SXF形式(.SFCまたは.SFZ) 写真 JPEG形式(.JPG)またはTIFF形式(.TIF) その他 (5) ぐんま電子納品システム利用機能 ぐんま電子納品システム利用機能 □書類の作成・提出・決裁機能 □共有書類・検査支援機能 □スケジュール管理機能 □電子掲示板機能 □連絡機能 □電子成単品作成支援機能	1.3.2. 業務委託（電子納品対象案件／対象外案件共通） 事前協議チェックシート（業務委託用）（例） (1) 担当者 実施日 令和 年 月 日 業務名 路線河川名 施工箇所 工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 契約管理番号 発注者 事務所名・係名 役職名 氏名 TEL e-mail 受注者 会社名 役職名（管理技術者） 氏名 TEL e-mail (2) ぐんま電子納品システムの利用 ぐんま電子納品システム利用案件 ■利用対象案件 (3) 適用要領・基準類 群馬県CALS/ECぐんま電子納品システム運用ガイドライン(案) ■R06_04 (国土交通省の要領等) 土木設計業務等の電子納品要領 □R02_03 電子納品運用ガイドライン【業務編】 □R02_03 CAD製図基準 □H29_03 CAD製図基準に関する運用ガイドライン □H29_03 測量成果電子納品要領 □H30_03 電子納品運用ガイドライン【測量編】 □H30_03 地質・土質調査成果電子納品要領 □H28_10 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 □H30_03 デジタル写真管理情報基準 □R02_03 道路中心線形データ交換標準に係わる電子納品運用ガイドライン □H28_03 備考 (4) インターネットアクセス環境 発注者 最大回線速度 ■1.5Mbps以上 □384Kbps以上 □128Kbps以上 □128Kbps未満 電子メール1通当たりの容量制限 □7MB以上 ■7MB未満 □3Mbyte未満 受注者 最大回線速度 □1.5Mbps以上 □384Kbps以上 □128Kbps以上 □128Kbps未満 電子メール1通当たりの容量制限 □制限無し □制限有り()MB未満 ※ファイル等の送受信は基本的に本システムの連絡機能を利用してください。 基本ソフト ソフト名またはファイル形式（拡張子） 発注者利用ソフト（バージョンを含めて記載） 受注者利用ソフト（バージョンを含めて記載） 文書作成等 Word形式(.DOCまたは.DOCX) Excel形式(.XLSまたは.XLSX) その他(.XXX) CAD図面 SXF形式(.SFCまたは.SFZ) 写真 JPEG形式(.JPG)またはTIFF形式(.TIF) その他

群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品運用ガイドライン 令和6年10月 新旧対照表

令和6年10月版（改定版）

(6)電子納品対象必須項目、協議項目

☐ 業務管理ファイル	☐ 写真フォルダ (PHOTO)	☐ 地質フォルダ (BORING)
☐ 報告書フォルダ (REPORT)	☐ 写真情報管理ファイル	☐ 地質情報管理ファイル
☐ 報告書管理ファイル	☐ 写真ファイル	☐ ボーリング交換用ファイル
☐ 報告書オリジナルファイル	☐ 参考図ファイル	☐ 電子柱状図
☐ 道路中心線形データ報告書ファイル ※1	☐ 測量フォルダ (SURVEY)	☐ 電子簡略柱状図
☐ 道路中心線形データ オリジナルファイル	☐ 測量情報管理ファイル	☐ 地質平面図
☐ 台帳フォルダ (REGISTER)	☐ 基準点測量	☐ 地質断面図
☐ 台帳管理ファイル	☐ 水準測量	☐ ボーリングコア写真
☐ 台帳ファイル	☐ 地形測量及び写真測量	☐ 土質試験及び地盤調査
☐ 図面フォルダ (DRAWING)	☐ 路線測量	☐ その他の地質・土質調査成果
☐ 図面管理ファイル	☐ 河川測量	☐ i-Construction (ICON)
☐ 図面ファイル	☐ 用地測量	☐ その他
	☐ その他の応用測量	()
	☐ ドキュメント	

※1 道路中心線形データ（PDFファイル）は、報告書ファイルとして登録します。

(7)ウイルス対策

使用ソフト名 （受注者）	
-----------------	--

(8)検査時に使用する機器

検査時に準備する機器の種類 ※1	準備担当		備考
	発注者	受注者	
検査用パソコン ※2			
インターネット接続環境			
マウス1（発注者用）			
マウス2（受注者用）(USBマウス)			
補助モニター（ディスプレイ）			
プロジェクタ、スクリーン、パソコン接続用ケーブル			
プリンタ（カラー OR モノクロ）			
ノートパソコン ※3			
電源の延長コード			

※1 検査前には、委託検査員に、準備する機器種類について確認を行ってください。

※2 検査用パソコンに書籍や図面を開覧可能なワープロソフトやCADデータのビューワソフト等を準備してください。

オフラインで検査を行う場合は、検査用パソコンに電子成果品を開覧可能なビューワソフト等を準備してください。

※3 検査の際、委託検査員と受注者が別々に画面を見る場合や、委託検査員の補助員が付く場合等、状況に応じ可能であれば準備してください。

(9)その他

令和6年4月版（旧版）

(5)ぐんま電子納品システム利用機能

ぐんま電子納品 システム利用機能	☐ 書類の作成提出・決裁機能
	☐ 共有書類・検査支援機能
	☐ スケジュール管理機能
	☐ 電子掲示板機能
	☐ 連絡機能
	☐ 電子成果品作成支援機能

(6)電子納品対象必須項目、協議項目

☐ 業務管理ファイル	☐ 写真フォルダ (PHOTO)	☐ 地質フォルダ (BORING)
☐ 報告書フォルダ (REPORT)	☐ 写真情報管理ファイル	☐ 地質情報管理ファイル
☐ 報告書管理ファイル	☐ 写真ファイル	☐ ボーリング交換用ファイル
☐ 報告書オリジナルファイル	☐ 参考図ファイル	☐ 電子柱状図
☐ 道路中心線形データ報告書ファイル ※1	☐ 測量フォルダ (SURVEY)	☐ 電子簡略柱状図
☐ 道路中心線形データ オリジナルファイル	☐ 測量情報管理ファイル	☐ 地質平面図
☐ 台帳フォルダ (REGISTER)	☐ 基準点測量	☐ 地質断面図
☐ 台帳管理ファイル	☐ 水準測量	☐ ボーリングコア写真
☐ 台帳ファイル	☐ 地形測量及び写真測量	☐ 土質試験及び地盤調査
☐ 図面フォルダ (DRAWING)	☐ 路線測量	☐ その他の地質・土質調査成果
☐ 図面管理ファイル	☐ 河川測量	☐ i-Construction (ICON)
☐ 図面ファイル	☐ 用地測量	☐ その他
	☐ その他の応用測量	()
	☐ ドキュメント	

※1 道路中心線形データ（PDFファイル）は、報告書ファイルとして登録します。

(7)ウイルス対策

使用ソフト名 （受注者）	
-----------------	--

(8)その他